

■愛知県遺児手当

▼対象Ⅱ母子・父子家庭、または父・母が重度の障害（身障手帳の1・2級療育手帳A判定）の状態にあり、18歳以下のお子さんを養育している方

▼支給月日【4・8・12月の原則25日】

／申請月の当月から支給

▼支給額【月額・子ども一人あたり】

区分	支給額
1～3年	4500円
4・5年	2250円
5年経過後	なし

所得により支給制限があります

■田原市遺児手当

▼対象Ⅱ市内に住所を有し、母子・父子家庭、または父・母が重度の障害（身障手帳の1・2級、療育手帳A判定）の状態にあり、18歳以下のお子さんを養育している方

▼支給月日【7・11・3月の原則25日】

／認定月の翌月から支給

▼支給額【月額・子ども一人あたり】

5000円

これらの制度の必要な手続きは、それぞれ異なります。詳しくはお問い合わせください。

▼児童課（田原福祉センター）

手当制度

障害者（児）のための



■特別障害者手当

▼対象Ⅱ次の項目全てに該当する方

- ・20歳以上で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常時特別の介護を必要とする方
- ・継続して3カ月を超えて入院していない方
- ・障害者福祉施設などに入所していない方

▼支給額【月額】

区分	支給額
A種	3万3610円
B種	2万7610円
C種	2万6520円

所得により支給制限があります

■障害児福祉手当

▼対象Ⅱ次の項目全てに該当する方

- ・20歳未満で、精神または身体に重度の障害がある方
- ・障害を支給理由とした年金を受けていない方
- ・児童福祉施設に入所していない方

▼支給額【月額】

区分	支給額
A種	2万1590円
B種	1万5590円
C種	1万4430円

所得により支給制限があります

■田原市障害者手当

▼対象Ⅱ市内に住所を有し、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

▼支給額【月額】

■身体障害者手帳

区分	支給額
1級	6000円
2級	5000円
3級	4000円
4級	1200円
5級	1000円
6級	800円

■療育手帳

区分	支給額
A判定	6000円
B判定	1500円
C判定	1000円

■精神障害者保健福祉手帳

区分	支給額
1級	2500円
2級	2000円
3級	1000円

■在宅重度障害者手当

▼対象Ⅱ重度の障害があり、愛知県内に住所がある方で、施設などに入所されていない方、介護保健施設などに入院されていない方

▼支給額【月額】

区分	支給額
1種	1万6100円
2種	7000円

所得により支給制限があります

これらの制度の必要な手続きは、それぞれ異なります。詳しくはお問い合わせください。

▼福祉課（田原福祉センター）

☎23局3512

▼市民生活課（赤羽根支所）

☎45局3114

